

### 3. 工事監督のチェックリスト

このチェックリストは、原則として神戸市工事監督規程、建築工事監督要綱及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編，電気設備工事編，機械設備工事編）〔平成 16 年版〕等に基づき，工事監督の重点項目を示したものである。

各項目の適用については，主管課長が工事の規模内容等により勘案するものとする。

#### 【用語の解説】

監督員：神戸市工事請負契約約款（以下，「工事約款」という。）に規定する監督員をいい，原則として，請負人に通知された総括監督員，主任監督員及び担当監督員を総称していう。

請負人等：当該工事請負契約の請負人又は工事約款の規定により定められた現場代理人をいう。

承諾：工事約款及び設計図書（以下，「契約図書」という。）で明示した事項で、請負人等が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。

指示：監督員が請負人等に対し，工事の施工上必要な事項について書面をもって示し，実施させることをいう。

協議：書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負人等が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。

検査：施工の各段階で請負人等が確認した施工状況や検査結果等について，請負人等により提出された資料に基づき，監督員が設計図書との適否を判断することをいう。

立会い：契約図書に示された項目について、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。

書面：発行年月日が記載され，署名又は捺印された文書をいう。

確認：契約図書に示された事項について、監督員が臨場若しくは請負人等が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確認、請負人等に対して認めることをいう。

【業務区分】

監督員の任務区分欄の各印は、下記を基準に監督業務を行うことを示す。

1) 監督業務内容の区分

印は、監督員の判断により必要な確認、請負人等に対して協議、申し入れ又は指示等を行う。ただし、監督員が自己の判断で決定できない場合は、上位の監督員に報告し指示を受ける。

承 印は、事前に承諾を行う。

検 印は、抽出検査を行う。

**検** 印は、全数検査を行う。

J I S又はJ A Sに定める規格に適合するものについては検査を省略することができる。

2) 現場立会いの別

立 印は、監督員が検査等を行うための抽出立会いをいう。

**立** 印は、監督員が検査等を行うための全数立会いをいう。

3) 上位の監督員への報告の区分

印は、書類等にて決裁又は報告する。

\* 立会いの別及び監督員の任務区分の見方及び解説

ケース	立会いの別	監督員の任務区分			解説
		総括	主任	担当	
(1)					「担当監督員」は、書類又は現場で確認等し「主任監督員」へ報告若しくは決裁する
(2)				承	「担当監督員」は、書類等を事前に承諾し「主任監督員」及び「総括監督員」へ報告若しくは決裁する
(3)	<b>立</b>			<b>検</b>	「担当監督員」は、現場において対象となる部分の全数を立会い及び検査をする

〔注〕監督項目中の要点及び細目の( )内数字は、標準仕様書の章・節・項目の番号である。

# 電 気 設 備 工 事

区分	監 督 項 目		主 な 事 項	立会 いの 別	監督員の任務区分			備 考	写真 撮影
	要 点	細 目			総括	主任	担当		
一 般 共 通 事 項	現 場 説 明			立					
	建設リサイクル 通 知 書		建設リサイクル通知書及び産業廃棄物処理業者 (契約書内容)の確認						
	損 害 保 険 等		保険種別, 期間, 保険金額, 工期延期の手続き						
	(1.1.4) 工事実績の登録		請負金額 500 万円以上の場合 (500 万円以上 かつ 2,500 万円未満は受注時のみ) (受注時, 変更時, 完了時)					データシートの確認 CORINS 受領証の確認	
	(1.1.5) 施工管理体制		建設業法に基づく施工体制台帳 ( 施工体制台 帳 下請負人に関する事項 再下請負通知書 ) を作成した場合 ( 下請契約金額 3,000 万円以 上、及び低入札価格調査を経た工事の場合 )					工事現場施工体制チ ェックリストによる 確認 施工体系図の掲示	
	建設業退職者 共 済 制 度		掛金収納書, 受払い簿、制度に関する掲示						
	(1.3.6) 発生材の処理		発生材の抑制、再利用、再資源化、マニフェス トの確認 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法、調書					関連法規等の確認	
	P C B 含有物の 処 理		トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等で P C B を含有する物 ( 微量 P C B 含む ) の処理方法	立				特別管理産業廃棄物 管理責任者の確認	
(1.2.1) 実 施 工 程 表		必要に応じて工程調整会議				承			

区分	監督項目		主な事項	立会 いの 別	監督員の任務区分			備考	写真 撮影	
	要点	細目			総括	主任	担当			
一 般 共 通 事 項	(1.2.2) 施工計画書		総合施工計画書、工種別の施工計画書				承	標準仕様書による		
	(1.2.3) 製作図等		設計図書との合致				承			
	(1.2.3) 施工図等		設計図書との合致、別契約工事との調整				承			
	(1.2.4) 工事の記録		協議内容、指示内容、工事の経過、施工の記録、 工事写真等					必要に応じて提出請求		
	連絡体制	緊急時		事故発生時、災害時等の対応					安全管理委員会、安全 部会事務局等への連絡、報告	
		休暇等		GW、盆休み、年末年始等の長期休暇						
	(1.4.2～1.4.5) 機材の品質・ 検査・試験等		使用材料・製品製作所及び仕入先一覧表 JIS表示 試験方法、試験成績書等	立			検	標準仕様書各編機材 の検査、試験等の項目 に適用		
	(1.5.3～4) 施工の検査 及び試験			指示工程毎の検査	立			検	標準仕様書各編施工 の検査、試験等の項目 に適用	
				見本施工	<b>立</b>			<b>検</b>	<b>検</b>	特記による
(1.7.1～3) 完成図その他			保守に関する説明書、機器性能試験成績書 官公署届出書等					特記による		

区分	監督項目		主な事項	立会 いの 別	監督員の任務区分			備考	写真 撮影
	要点	細目			総括	主任	担当		
一 般 共 通 事 項	環境配慮事項		環境配慮事項チェックリスト					公共工事環境配慮ガイドライン《建築編》	
	耐震計算書		機器の固定に関する計算書、施工要領図						
	下請負人届		当初、最終、変更						
	主任技術者 監理技術者		設置通知書						
	設計変更等		指示書又は打合簿（軽微な変更として処理したもの）を作成					指示年月日を明確にする	
	官庁検査		経済産業局検査、消防検査、建築指導部検査等	立					
電 力 設 備 工 事	(1.16.1) 機材確認		製作図・施工図との合致、受渡検査等	立			検	JIS表示、試験成績書	
	(2.18.2) 施工確認	機 器	数量、取り付け状況の確認	立			検		
		屋 内 配 管	配管経路の確認、電線管の太さ、ネジ切箇所 の塗料塗布、電線管の固定	立			検	写真その他の方法によるも可とする。	
		地中埋設配管	配管経路の確認、埋設深さ、他の埋設物との 取り合い、保護材料	立			検	写真その他の方法によるも可とする。	
		配 線	電線の色分け、接続の適否	立			検		

区分	監督項目		主な事項	立会いの別	監督員の任務区分			備考	写真撮影
	要点	細目			総括	主任	担当		
電力設備工事	(2.18.2) 絶縁測定	耐圧を含む	特に必要な部分については立会いを行う	立			検	絶縁抵抗測定表	
	(2.18.2) 接地抵抗測定		特に必要な部分については立会いを行う	立			検	接地抵抗測定表	
	(2.18.1) 接地		接地極の寸法、導線の太さ	立			検	写真その他の方法によるも可とする。	
			接地極埋設位置の確認、表示	立			検	写真その他の方法によるも可とする。	
受変電設備工事	(1.14.1) 機材確認		製作図・施工図との合致	立			検		
			各機器、高圧盤の機能確認	立			検	試験成績書	
	(2.3.1) 施工確認		設置状況・数量確認、接続の適否	立			検		
	(2.3.2) 保護継電器の整定		保護協調曲線（地絡、過電流）による整定				承		
	(2.3.3) 施工試験	リレー試験、耐圧、総合動作、受電		<b>立</b>				主任技術者に連絡	
(2.3.3) 接地抵抗測定		特に必要な部分については立会いを行う	立			検	接地抵抗測定表		

区分	監督項目		主な事項	立会いの別	監督員の任務区分			備考	写真撮影
	要点	細目			総括	主任	担当		
静止形電源設備工事	(2.3.1) 機材確認		製作図・施工図との合致	立			検		
			整流装置、蓄電池の機能確認	立			検	試験成績書	
	(3.1.1～2) 施工確認		機器の据付け状況	立			検		
	(3.3.2) 施工試験		構造及び機能試験	立			検	試験成績書	
	(3.3.2) 絶縁測定		特に必要な部分については立会いを行う	立			検	絶縁抵抗測定表	
発電設備工事	(1.9.1)～(1.9.5) 原動機での発電装置 コシエレーション装置 太陽光発電装置 風力発電装置の機材 確認	製造者規格による試験関係 法令への適合 試験	構造及び性能試験等	立			検	試験成績書	
	(2.6.1) 施工確認		機器の据付け状況	立			検		
発電設備工事	(2.6.2)～(2.6.6) 原動機での発電装置 コシエレーション装置 太陽光発電装置 風力発電装置の施工 試験	現場での 総合試験	構造、性能及び機能試験	立			検	試験成績書	

区分	監督項目		主な事項	立会いの別	監督員の任務区分			備考	写真撮影
	要点	細目			総括	主任	担当		
通信・情報設備工事	(1.21.1) 機材確認		製作図・施工図との合致	立			検		
			端子盤の構造・性能試験、各装置の形式試験、社内規格試験					試験成績書	
	(2.28.1) 施工確認		数量の確認、機器の納まり状況	立			検		
	(2.28.2) 施工試験		設備毎に規定された試験（原則、全数試験）	立			検	試験成績書	
	(2.28.2) 絶縁測定		特に必要な部分については立会いを行う	立			検	絶縁抵抗測定表	
	(2.28.2) 接地抵抗測定		特に必要な部分については立会いを行う	立			検	接地抵抗測定表	
中央監視制御設備工事	(1.4.1) 機材確認		製作図・施工図との合致	立			検		
			警報盤・監視制御装置の構造・性能試験				検	試験成績書	
	(2.3.1) 施工確認		機器の据付け状況	立			検		
	(2.3.2) 施工試験		機能試験	立			検	試験成績書	
	(2.3.2) 絶縁測定		特に必要な部分については立会いを行う	立			検	絶縁抵抗測定表	



区分	監督項目		主な事項	立会いの別	監督員の任務区分			備考	写真撮影
	要点	細目			総括	主任	担当		
昇降機設備工事	製品検査		製作図・施工図との合致	立			検		
	施工確認		機器の据付け状況	立			検		
	運転試験		試運転時における各機器の動作	立			検	日本エレベータ協会 で定める試験成績表	
	絶縁測定		特に必要な部分については立会いを行う	立			検	絶縁測定表	